

贈与としての自殺
——高度成長期以後の生命保険にかかわる自殺の歴史社会学

貞 包 英 之
(基盤教育院)

山形大学紀要（社会科学）第43巻第2号別刷
平成25年（2013）2月

論 説

贈与としての自殺 ——高度成長期以後の生命保険にかかわる自殺の歴史社会学

貞包 英之

(基盤教育院)

1 戦略としての死

自殺は通常、社会に対する絶望や厭世を原因として命を断つ受動的行為とみなされている。みずからの生命や社会に価値をみいだせない時、人は自殺をおこなうのであり、だからこそ本来あってはならない例外的行為と想定される。近年では「うつ」の言説がこの見方を助長する。「うつ」は自己の命の価値や周囲の状況を判断できない状態に追い込み、その結果、本人の「本来」の意志に反し自殺を引き起こすと理解されているのである¹。

しかし一方で現代社会で以上のような見方をはみだす自殺が、一定数くりかえされていることも事実である。その代表となるのが生命保険にかかわる自殺である。この自殺では第一に命は無価値なものとして捨てられるのではない。生命は巨額の貨幣と交換されるのであり、自殺者もしばしばそのことに意識的だったようにみえる。たとえば1980年代前半の大同生命加入者のケースでは、死亡保険金支払いの免責期間がすぎた1年後に自殺はもっとも多発している。また金額では2,000万円を超えた支払契約を境に、国民一般の水準を超え加入者の自殺が頻発する(相模 1987: 50)。これらの事実は生命保険に関係した多くの自殺が衝動的にではなく、慎重に計算されて実現されていることを浮かびあがらせる。

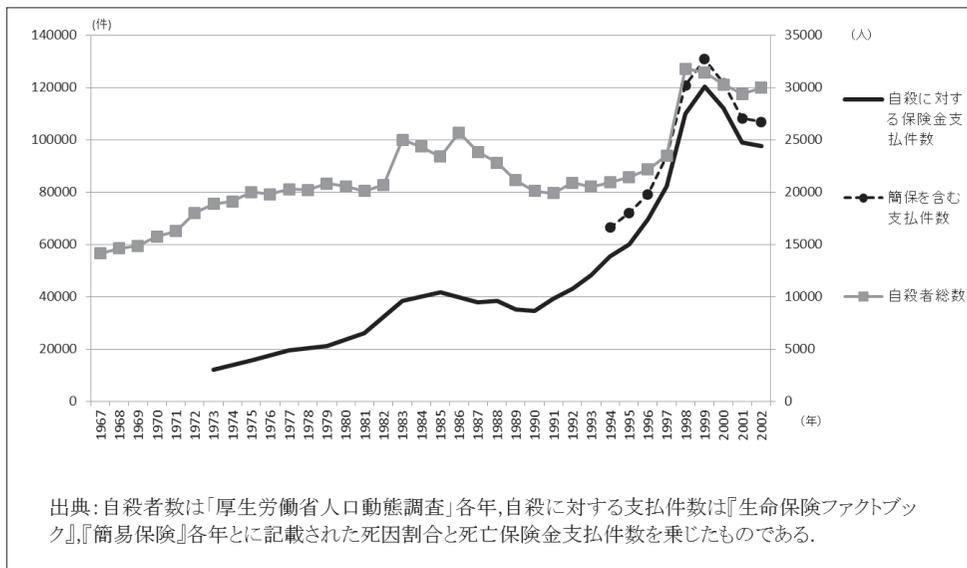
第二に生命保険にかかわる自殺は、残される他人や社会にかならずしも絶望しておこなわれるのではない。意識的にかどうかは別として、その自殺では自己の生命の価値が算定され、家族や企業の存続に役立てられる。つまり自殺は他者に対する贈与としておこなわれ、またそれを可能とする法システムや保険制度にそこでは一定の信頼が寄せられているのである。

これら2つの特徴において生命保険にかかわる自殺は、通常想定されているような自殺の類型からはみだす。にもかかわらず、問題は、この自殺が現代社会ではかならずしも珍しくない

¹ 飛鳥井望(飛鳥井 1994: 435)は重症未遂者を対象とした調査から、一般自殺者のうち46%が抑うつ性障害に、それを含め90%が精神障害に罹患していると推定している。しかし「うつ」を含むそれらの精神疾患が、自殺を解釈するひとつの社会的語りとしてある可能性も忘れてはならない。富高辰一郎(富高 2010)によれば1998年の自殺の増加後に「うつ」も急増することが観察されるのであり、この意味では「うつ」が自殺の原因となったというよりも、自殺の増加のほうがむしろ「うつ」の語りの増加の原因になっているとさえいえる。

ものとしてくりかえされていることである。たしかに死亡保険金をはっきりと目的とした自殺を見分けることは容易ではない。たとえば警察庁の調査では、2010年中におこなわれた自殺の内、生命保険を目的とした自殺を男性で132件、女性で11件と全体の0.4%を占めるばかりだった（警察庁生活安全局生活安全企画課 2011：9）。けれども問題は、遺書や残された遺族の証言によって社会的に再構成されたそれら少数の事例に留まらない。むしろ多数の自殺を生命保険とかかわり発生させ続けている社会的構造そのものがより大きな問題になる。たとえば1998年には、自殺にかかわり民間保険・簡易保険あわせて死亡保険金がおよそ13万件を支払われている（図1）。1人平均5件の死亡保険金を受け取った——1999年の一般の生命保険加入者の平均加入件数（1.5件）（生命保険文化センター 2010：234）の3倍以上——と想定しても、これは総自殺者31,413人の8割以上、25,000人を超える自殺者が生命保険に加入していた計算になる。こうしてみると、生命保険は、意図が明確に確認できるかどうかは別として、現代の自殺の構造的な前提となり、逆に生命保険にかかわりの薄い自殺のほうがいまでは特異な類型となっていることが浮き彫りになる。

図1 自殺に対する保険金支払い件数と自殺者数



本論はこの生命保険とかかわる自殺を支える構造を歴史的に分析し、それ通して自殺のこれまでかならずしも重視されてこなかった戦略としての側面をあきらかにする。E.デュルケムが『自殺論』を著して以降、その枠組みを踏襲して多くの社会学的分析が積み重ねられてきた。しかしそうした分析は、往々にして自殺を例外的かつ分析の価値をもたない消極的＝否定的な(negative)現象として捉えることで問題が残る。正常な意志から導かれられない(はずの)行為

として、自殺が個人的な水準で否定的に扱われるだけではない。より注意しなければならないのは、自殺が背後のより大きな社会秩序の不調を表現するそれ自体としては無意味な現象へと還元されがちなことである。デュルケムのアノミーや自己本位的自殺という類型を前提に、自殺は経済変動や信じられる価値の解体といった社会のより普遍的な問題状況をあきらかにする二次的な現象へと矮小化され、その結果、分析の固有の対象としての価値を消されてしまうのである²。

だが自殺にはそれ自体、社会学的分析に値する積極的＝実定的（positive）な内実も含まれているのではないだろうか。実際、デュルケム以降、そこで提示された類型の意味を読み変え、自殺を固有の戦略的現象とする分析もおこなわれている。たとえばA・ギデンズは自殺のなかに「他者から適切な反応を獲得するために自分の生命を賭ける」（Giddens 1977＝1986：276）タイプを見出す。この場合、自殺は深刻な社会問題の一表現というよりも、それを通して社会的意味が伝えられる再帰的なコミュニケーションの一類型として分析される。また日本でも中久郎は、集団の存在を前提として据える「手段としての自殺」（中 1966：89）を重視した。デュルケムが例外的なものとなしした犠牲死や諫死・引責死など、集団への積極的な働きかけを前提とする自殺が、日本では無視できないものとしてくりかえされているというのである。

これらの分析視角を踏まえ、本論はさらに歴史という奥行きを自殺の分析に付け加えることを目標とする。誤解してはならないが、自殺を積極的に捉えることは、主体的な水準において自殺者個別の「動機」や「意志」をあきらかにすることを意味しない。自殺者のそれぞれ個別の事情を押し流し、自殺を集団的なものとして産出する社会の構造的かつ歴史的な位相がむしろ重要になる。たとえば生命保険にかかわる自殺は、高度成長期以後の具体的な社会構造のなかで戦略としての一定の価値をあたえられてきた。死亡保険の高倍率化に依存する核家族・企業の形成、利益の拡大を目指す生命保険会社の企図や自殺にかかわる係争を縮減する司法のエコノミーなど、社会でせめぎあう力の均衡点をその自殺は占め、だからこそ無視しがたい死の類型のひとつとしてくりかえされてきたのである。

この生命保険にかかわる自殺を中心に、本論は現代社会に頻発する自殺の歴史的奥行きを探

² こうした一次的現象からの距離は自殺に複数の類型を読み込むことを可能とする。皮肉にみればそれが引き起こす「解釈」のゆらぎこそが、自殺の社会学の可能性の条件になってきた。たとえば生命保険にかかわる自殺にかんしてみれば、それが失業率と強い相関をみせる（白水 2011：110）ことから、①雇用者から無職への社会的地位の急激な変動のもたらす「アノミー的自殺」や、②会社という社会的紐帯から排除されたことを原因とする「自己本位的自殺」とみることができる。しかし同時に残された人びとを救う愛他的（altruism）側面からそれを「集団本位的」とみ直すことも、さらに借りた金は返すべきという社会的通念が強く作用しているという意味で「宿命の自殺」の一例とみることも不可能ではない。問題は、こうした多数の類型を同時に読み込むことができるという事実そのものにある。背後のより深刻とされる問題とのあいだにひらかれた距離こそが自殺に「解釈」のゆらぎを許容するのであり、その構造への反省を無視し、複数の解釈を往還し調整することにこれまで自殺の社会学はしばしば力を注ぎすぎてきた。

るが、それは実はデュルケムの自殺の分析を否定するものではない。そもそもデュルケムも自殺率の上昇を社会の「病理現象 (un phénomène pathologique)」(Durkheim 2004: 424=1985: 473) とみなす一方で、自殺そのものを「病 (maladie)」(Durkheim 2004: 414=1985: 460) とみることは拒否した。「病」とは、避けることのできる例外的なものを意味するが、「自殺は、ヨーロッパの諸民族の正常な構造 (leur constitution normale) の一要素であって、おそらくはあらゆる社会構造の一要素」(Durkheim 2004: 416=1985: 462) を構成しているというのである。

本論は、戦後日本社会を対象にこの自殺を産む正常な社会構造が、ではいかなる具体的歴史のなかに成立しているかを分析する。自殺が悲惨な現象であることは、たしかに否定しがたい。しかしデュルケムがいうように、他方で社会を生きることも「しばしば仮借なきもので、人を幻想に陥れるものであったり、空虚なもの」(Durkheim 2004: 419=1985: 466) であったりする。20世紀の社会にかかわる知は、M. フーコー (Foucault 1976=1986) による生-権力の分析を代表に、このときに悲惨な生がではいかに編成されているかを分析することに成果を挙げてきた。それに対し本論はデュルケムの関心を批判的に拡張し、生命保険にかかわる自殺という特殊な死の類型を再生産してきたいわば「死の権力」のあり方をあきらかにすることを目指すのである。

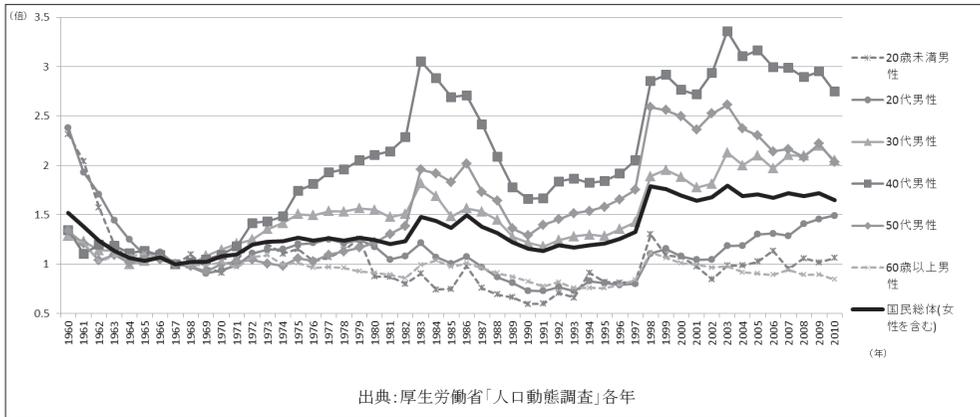
2 生命保険の浸透

1998年に自殺者が急増して以降、自殺は現代社会の問題を示す現象として政治的、また予防医学的に関心を集めてきた。自殺者増の原因として、通常はバブル崩壊後の経済状況が第一の理由として挙げられる。経済不況が失業や過労、非正規職員の増加を招き、それがしばしば「うつ」を招くことで自殺につながったという図式が一般的に語られてきたのである³。

この解釈は間違いではないとしても、しかし自殺増加のすべてを経済不況という短期的なトレンドに回収することには問題が残る。高度成長期の1967年に底をつけて以後、自殺が現在まで基本的には増加傾向を続けてきた(図1)。それを無視して、現在の自殺の増加だけを特権化することもできない。たとえば1998年以降の自殺では中高年男性の自殺の増加が特徴的であることが指摘されてきた。しかしその特徴は同時に自殺の長期的な問題でもある。たとえば1967年以降、40代男性の自殺率は最大で3.5倍、50代男性も2.5倍以上にまで膨らむなど中高年男性の自殺は、女性の自殺や他の年代の自殺に比べあきらかに増加傾向にあり、それが高度成長期以後の自殺総体を特徴づけてきたのである(図2)。

³ たとえば遺族の聞き取り調査をおこなった自殺実態解析プロジェクトチーム(自殺実態解析プロジェクトチーム 2008)は、失業や生活苦といった経済問題や雇用問題の悪化の結果、「うつ」に罹患しそれが自殺を引き起こすという経路を最も一般的なものとして想定している。

図2 1967年を基準とした自殺率の倍率



この中高年男性の自殺を増加させた原因として問題になるのが、労働環境や家族構造の変化に加え、生命保険への高い加入率である。たとえば1998年の生命保険加入率では40代男性が86.7%で最も高く、以下50代男性(84.6%)、30代男性(83.9%)が続いている(生命保険文化センター 2010)。自殺率の増加倍率とも並行するこの生命保険への高い加入率が、中高年男性の自殺の増加を支えるひとつの土台になった。それに関してはそもそもこの層が経済的な困難を自殺のおもな動機としてきたことが注目される。歴史的にみれば、近代日本の自殺は経済問題を主要な原因としてこなかった。1900年代初め以降、経済問題を原因とする自殺はなだらかな低下を続け、1930年代なかば以降は5%を切る水準にほぼ抑えられてきた(図3)。しかし

図3 自殺における経済的動機の割合



この低下は60年代から70年代はじめに底を打ち、以後中高年男性を中心に上昇を続け、近年では40、50代男性では50%を越えた人びとが経済的動機のために自殺している(図4)。この経済問題の「解決」に生命保険が一定の役割をはたした。自殺によってあたえられる保険支払金が、借金の返済や企業の経営のために役立てられてきたと考えられるのである。

生命保険のこうした自殺に対する影響は、生命保険加入者が一般の国民以上に自殺を死因とし続けてきたことに

よっても裏付けられる。記録に残る1973～2002年の範囲において、国民総体の自殺を死因とした率が2.3%から3.4%で推移するのに対し、『生命保険ファクトブック』各年によれば生命保険加入者ではその2倍近く、3.7%から5.9%の値を示す。この数値は、第二次世界大戦以前の数値と比較しても高い。『保険年鑑』各年によれば、第二次大戦以前の死亡保険加入者の死因のうち自殺の占める割合は次第に高まりをみせるとはいえ、1910年から1936年のあいだ0.9%から2.5%のあいだに収まるなど、その数字は戦後に比べれば低いままに維持されているのである⁴（図5）。

図4 経済生活問題の自殺の動機に占める割合

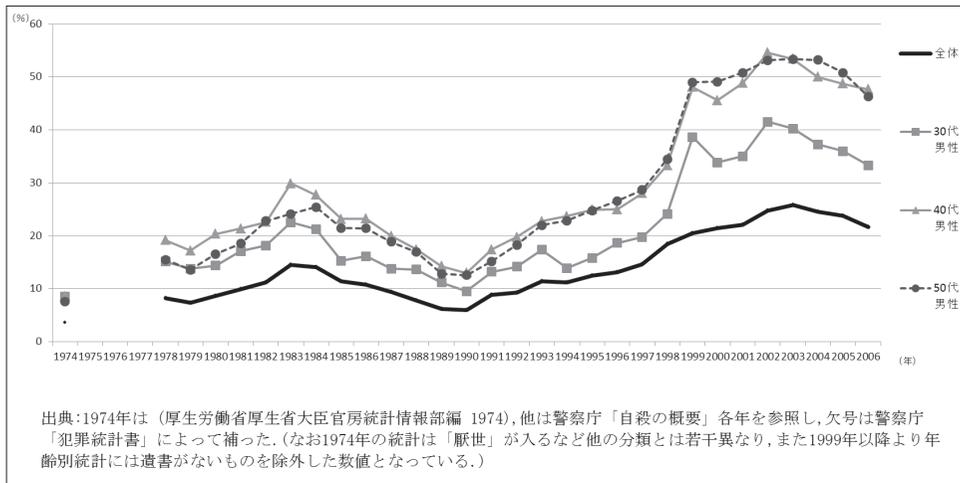
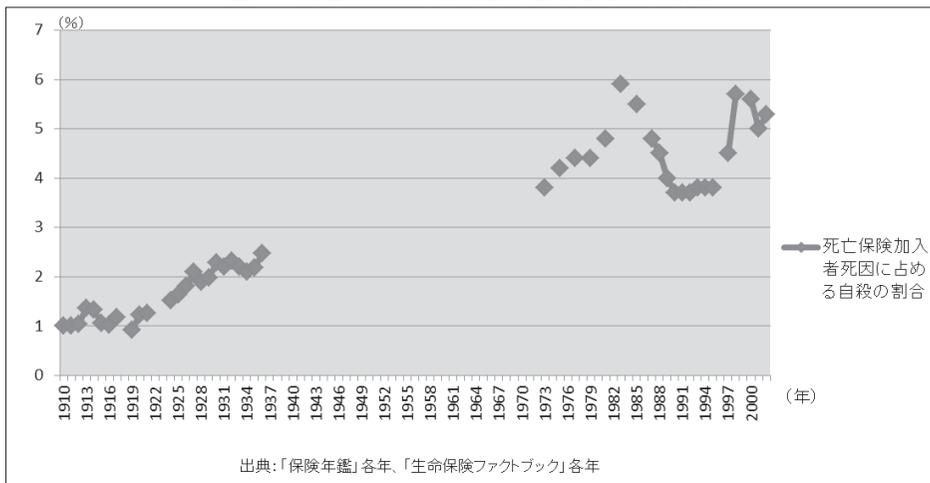


図5 死亡保険加入者死因に占める自殺の割合



⁴ だが他方で戦前においても生命保険が自殺の誘因とならなかったわけではない。自殺そのものが死因のなかで低い割合しか占めていなかった状況のなかで、この数字は低いものともいえないためである。

とはいえ単純に生命保険が個々の自殺の直接的な原因となったと判断することには、問題も残る。たとえば死亡保険加入者の死因における自殺の優越にも、合理的理由が考えられる。生命保険加入時の審査で他の医学的病の兆候をもつ危険体は通常振り落とされるのであり、それが死因における自殺の割合を高めることにも寄与していると想定される。さらには逆に生命保険加入者に自殺者が少ないことを示すデータもみつかると。たとえば自殺率では1973～1982年のあいだの生命保険加入者では1982年の男性を除き（相模 1987：42）、1990～2009年の日本生命加入者では一度も自殺率は国民一般を上回ることにはなかった（白水2011：109）。生命保険が貧困者を排除していることの影響を割り引いたとしても⁵、個々の自殺において生命保険が直接の原因となったと早急に判断することはむずかしいのである。

本論が分析の対象としたいのは、しかしそうした個々の自殺における生命保険の直接の影響ではなく、生命保険の浸透が社会における自殺の意味を変えたより構造的な可能性である⁶。高度成長期以後、生命保険は急速な発達をみせ、1987年には保有金額や1人あたりの保険料、国民所得対比保有額のいずれにおいても世界1位の規模にのぼりつめた（生命保険文化センター 1990：19）。この生命保険の急成長によって、自殺の意味も変わる。貨幣的に償われる死として自殺が一般化されただけではない。巨額な貨幣がかかわる死として保険会社、司法・警察、また医者に自殺に対する慎重な配慮が以後、要請される。自殺は良かれ悪しかれ貨幣の還流を促す社会的単位となったのであり、実際被保険者や遺族だけではなく、保険会社にとっても災害特約に基づく余分な保険金の支払いから免れるという意味で自殺は有利に働き、さらに司法もそれによって殺人や事故が要求する捜査や検証を回避することができた。そうして自殺は生命保険の成長につれ、被保険者、遺族、保険会社、または司法が望む戦略的単位としてその意味を再編される。1998年以降の自殺の急増もその結果としての歴史的構造の確立を前提とした。経済状況が悪化しただけではなく、これから詳しくみるようにそれを人の死によって償うシステムが構成されていたことが、その時期の自殺の増加に一定の寄与をはたしたのである。

この意味で、生命保険が社会ではたした機能をみることが重要になるが、とはいえもちろん生命保険は、20世紀後半に突如として成長したわけではない。明治以降の日本では生命保険の活発な展開がみられ、契約数からみても戦前規模に戦後の生命保険が達したのは、ようやく1950年代末のことにすぎなかった（印南編 1966：35）。しかし戦前の時代に生命保険の主力商品になったのが養老保険という貯蓄性の強い保険だったという意味では、戦前と戦後の生命保険

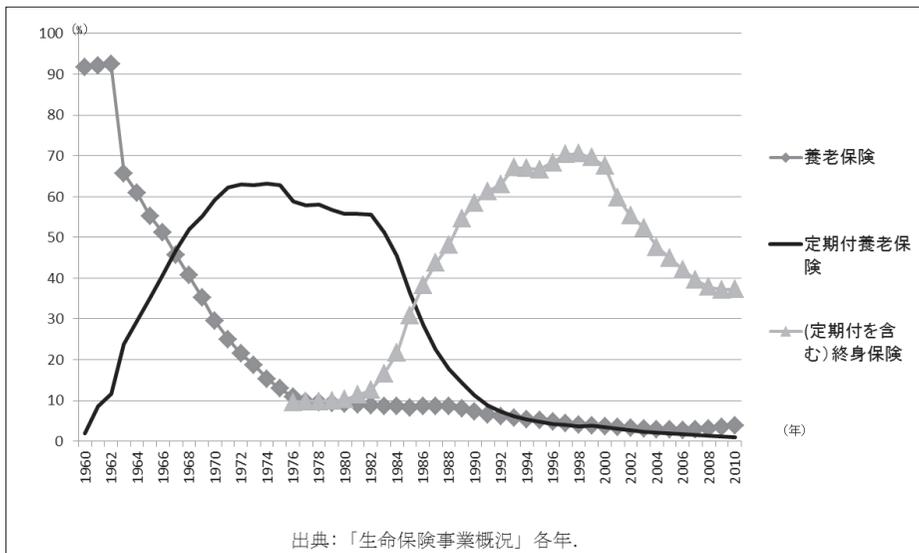
⁵ 自殺者のおよそ半数——2010年では58.9%（内閣府 2011：19）——を無職者が占めており、生命保険はそれら貧しい人びとをあらかじめ排除することで相対的に自殺者を減らしていると考えられる。

⁶ この意味で OECD 諸国の一人あたりの保険料と自殺率とのあいだに正の相関関係をあきらかにした J・チェンや Y・チョイ、Y・サワダ（Chen et al. 2008）の研究は重要である。各国での保険のあり方や自殺を引き起こす社会構造の差異からそれだけで生命保険が自殺を招くと認めることはむずかしいが、今後の比較研究の指針となる。

のあり方のちがいは大きい（宇佐見 1984：128）。10年、20年後の生活に備え掛け金を積み立てる貯蓄的性格の強い養老保険は、死亡の際にも生存時の保険金を先取的にあたえるだけという意味で、死の一般的な誘因としては機能しにくい。事実、先にみたように戦前の死亡保険加入者のうちの自殺の占める割合は、高度成長期以後からみれば低く抑えられていたのである（図5）。

しかし1960年代には、養老保険を置き換え突然の死に備える「死亡保険」的性格の強い定期付養老保険の契約が急増する（図6）。1968年には死亡保障を5倍、1974年には10倍、15倍とした商品が売り出されるように（刀禰・北野 1993：99）、死亡時に支払う保険金額を高倍率化した定期付養老保険が人気を呼ぶ。以後、死亡保険としての機能を1980年代なかばに終身保険に譲り渡すまで、定期付養老保険は生命保険の発展を担う主力商品となった。

図6 生命保険種別割合（保有契約高）



ではなぜ定期付養老保険は、1960年代以降、急速に受け入れられたのか。通常指摘されるのが、それがインフレ耐性の強い商品だったことである（岡田 2005：89）。第二次大戦後の混乱のなかで養老保険を中心とした戦前の生命保険のシステムは壊滅的なダメージを受ける。戦災による支払金の増加や対外資産の喪失に加え、戦後のインフレは貯蓄的な保険の意義を解体したのであり、それが他の経済分野に比べても生命保険事業の回復を遅くする（生命保険協会 1961：6）。それに対し定期付養老保険は、支払金の高倍率化によってインフレの影響を少なくしたのであり、だからこそインフレを経験した当時の人びとが人気を呼び、保険業界の回復の起爆剤になったと説明される。

だとしても、それだけではその時期多くの人びとが巨額の保険金を必要とした理由を理解で

きない。定期付養老保険の人気の他の大きな根拠になったのが、戦後における家族形態の変化の影響である。そもそも戦前の養老保険の普及は、「家」の存続と深い関係をもっていた。明治後期以降都市を中心として地縁・親族的共同体から切り離されることで家の縮小・弱体化がみられるが、一方でそれを代償する終身雇用や年功序列型賃金は十分な発達をみせなかった⁷。それを補ったのが、養老保険である。養老保険は、老いた家長にまとまった金額の金を授けることで、家長の権威を補強し揺らぎつつあった家を延命する。

それに対して戦後の定期付養老保険の普及には、家から切り離され成長する核家族とのかかわりが注目される。世界的にみても、たとえばアメリカにおける生命保険の発達は、一九世紀なかばの核家族の拡大と関係していたとされる。伝統的な生活保障システムから切り離されたその核家族を経済的に助けるものとして生命保険は普及したといわれるのである（田村 2008：28～34）。同様の条件が戦後日本にも観察される（田村 1990：115～123）。戦後、①都市への人口移動と、②男性の企業への包摂が進み、それが比較的若年の男性にもみずからの核家族的家族をつくることを促す。しかし問題は自立の反面、生命保険の普及が家族に世帯主の死という重いリスクを背負わせることである。雇用労働者として働く男性労働者の死は家族の生活の糧を一気に断つのであり、その際に親族や近隣の人びとの援助を期待することもむずかしかった。他の家族も同様の核家族的不安のなかを生きていたためである。その核家族的不安を定期付養老保険は代償した。高倍率化した定期付養老保険金は世帯主が稼ぐはずだった給与を「補償」することで、まさかのときに核家族を助けることを約束したのである。

こうして核家族の増加は、定期付養老保険の普及を支える一定の土台になったが、しかしそれが実際にどれほど大きな役割をはたしたかについては慎重に考える必要がある。そもそも家族生活の維持にそれほど巨額な貨幣が必要だったかは疑問が残る。補償の論理はむしろ顧客をつかむための保険会社のレトリック（＝「話法」）にすぎなかったのではないだろうか。戦後、生命保険会社は壊滅的な損害から立ち直るために男性外務員を女性へと切り替える。女性外務員は男性と較べ容易に企業や地域社会のなかに溶け込めたためとされるが（安藤 2008）、それによって保険会社は、高コストな営業の体質を背負うことにもなった。在職期間の短さから大量の女性外務員が必要になったことに加え、外務員が情実的に結ぶ契約によって頻繁な解約が目立ち始めるためである。出口治明（出口 2009：63）によれば、この保険会社の高コスト体質が、定期付養老保険を販売の中心へと押し上げた。養老保険のように貯蓄性の強い生存保険では、他の金融商品への対抗する上で付加保険料を大きくすることに限界がある。しかし投

⁷ たとえば東京市部では1896年の4.62人を頂点にその後大正期の3.88人まで1戸あたりの人員の縮小がみられる（貞包 2011：55）。だがそれによってすぐに家の概念が崩壊したのではない。伊賀光屋（伊賀 1979）によれば、都市の労働者にみられる小家族の営みは一時的な現象にすぎず、年功序列賃金が前提されない雇用環境のなかでは老いた親と子が同居し一緒に家計を支えることが普通とされた。

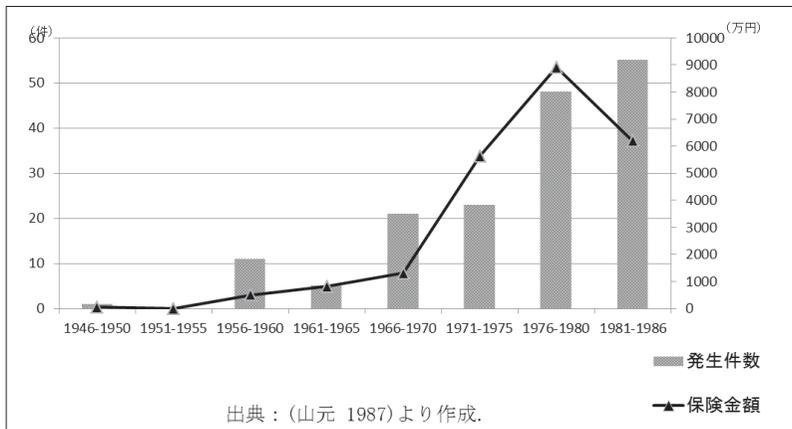
機性の強い定期付養老保険は、高額な付加保険料を許容するのであり、結果、定期付養老保険が販売の中心とされた。そのために利用されたのが、家族生活の補償というレトリックである。そもそも女性外務員を中心とする訪問的販売では、その説得に抵抗することは消費者にはむずかしかった。外務員の推薦が保険選択の強い要因になったのであり、その証拠に1974年の調査では被保険者の加入の決め手として、「セールスマンが親身になって説明してくれた」ことが35.7%（複数回答）ともっとも多く挙げられている（生命保険協会 1975：10）。

こうした保険会社からの要請に加え、さらに生命保険が戦後の経済成長のためにはたした役割がマクロ的には大きな意味をもつ。敗戦は中小企業や自営業者を財閥や問屋の支配から解放した一方で、その代償として資金の調達を困難とする（中村ほか 1981）。にもかかわらず急速な経済成長は、そのキャッチアップのために中小企業や自営業者にますます多くの資金を必要とさせた。その融資のための担保になったのが、①地価上昇を続けていく土地と、②経営者またはその親族にかけられた生命保険である。とくに大きな土地をもたない零細経営者にとって、高倍率化した定期付養老保険は融資を受けるための最大の資源になった。実際、現在に至るまで経営者の生命保険への加入が銀行や信金・信組の中小企業の融資の露骨な条件——債務の保証だけではなく経営への真摯な参加の証しとしても——となっているといわれる（田村 2008：268-271）。こうした生命保険への依存を、もっとも悲劇的なたちで表現したのが、20世期末の保険金支払いの急増である。土地バブルの収束は融資に対する追加の担保の提供を求め、それが生命保険契約を利用した自殺の急増につながったのであり（佐藤 2006）、実際、1989年の地価の下落とちょうど同時期に、自殺に対する保険金の支払いも急増している（図1）。

こうして定期付養老保険は、①核家族化した家族の補償の論理を超え、②生命保険業界の自己目的的拡大の手段や、③中小企業を中心とした経済の成長を支えるシステムの単位として戦後社会に深く組み込まれる。高度成長期以後、成長への傾斜は、命を担保としたきわどい融資のシステムに参加することを企業に強制するのであり、その融資システムの膨張を根拠付けるアリバイとして、①の核家族生活の補償の論理が、必要とされた。さらにそもそも核家族がたんなる家族生活の補償の限度を超え高倍率の生命保険を求めたことにも、企業と同様に「成長」の論理を生きさせられたことが大きく作用していたと考えられる。たとえば戦後の核家族の自立は、具体的には多くの場合マンションや一戸建ての「持ち家」を購入することで実現されるが、そのための融資を可能としたのが中小企業と同じく死亡保険による信用である。民間金融機関の多くは世帯主の団体信用生命保険への加入を住宅ローン借入れの条件としたのであり、それによって親の財産や血族からの融資が困難な庶民にまで持ち家の購入が解放された。それを一例として高度成長期以後の家族は、ローンや消費者金融などによる多額の借入に依存して消費を続けるひとつの経営体として再編される。生命保険はまさかの場合にその借金の返済を可能にすることで、核家族に消費を促し、いわば消費者として主体化する装置として働くのである。

こうして成長という名の渦に巻き込まれた家族や企業を支える根拠として定期付養老保険は普及し、その結果、自殺の意味も変えられる。第一に生命保険の高倍率化は、自殺を「割に合う」死として社会システムのなかに組み込む。戦前の養老保険が死亡時に生存時と同額の保険金を給付することに留まったのに対し、定期付養老保険は数倍から数十倍の保険金を支払うことを約束した。それを前提に企業や家族も存続するのであり、そうして戦後社会には生命保険にかかわる自殺を潜在的にあてにしたシステムが一般化される。この変容の極端な姿を、保険金殺人の戦後における増加のうちにみることができる。山元泰生によれば戦前には保険金殺人は13件しか確認されないのに対し、1950年代後半以降には爆発的に増加した（図7）（山元1987：8-12）。その要因として保険の高倍率化を欠かせないが、それは自殺の場合も同じである。定期付養老保険の高倍率化とそれを前提とした経済システムの稼動が、他者の殺害と同様に自己の殺害を社会に産みだすのである。

図7 保険金殺人の発生件数と一件あたりの保険金額



第二に生命保険会社自身が、自殺を許容可能な単位として制度の内部により深く組み込むことが重要になる。定期付養老保険の普及は、自殺の生命保険会社にとっての負担を重くする。しかし同時期に生命保険会社は、自殺に対する免責期間をあえて短縮した。大蔵省からの提案を受け入れ、生命保険各社は1972年までに自殺の免責期間をそれまでの2、3年から1年にまで縮めた（渡辺1987：75-76）。保険会社が自殺の取り扱いを緩和したことには、①死亡保険金の支払いの余裕をあたえた生命保険産業の成長に加え、②生命保険会社に着実な支払いを求める消費者からの要望が大きかった。生命保険の高倍率化は、残される家族や企業の経済生活を補償することで正当化される。その論理を前提とするかぎり、死因にかかわらず遺族にできるだ

け支払いをおこなうことが保険会社に求められる。実際、1970年代はじめには告知義務違反や自傷など「故意」の疑いにより保険金の支払いを拒否する生命保険会社に対するコンシューマリズム的批判が強まった（保険問題研究会 1970：12-38）。それに対し免責期間を短縮し自殺をよりひろく支払いの対象とすることで、生命保険会社はみずからの急成長を正当化したのである。

3 贈与としての死

60年代なかば以降の定期付養老保険の普及は、世帯主や経営者の生命を潜在的に貨幣に換算するシステムを戦後社会の中枢に組み込む。しかしそれだけでは生命保険にかかわる自殺の社会的意味を完全には説明できない。自殺者にとって生命保険の普及は利用可能なひとつの条件にすぎず、それを前提として自殺を引き起こすより具体的な力や構造について分析する必要があるためである。

そのためにまず無視できないのが、自殺を後押しする通念の働きである。被保険者はただ金に困り自殺を選ぶのではない。借金から免れるだけなら、自己破産や窃盗や逃亡によっても可能である。にもかかわらず自殺が選ばれるとすれば、そこには借金の踏み倒しを恥ずべきとみなす通念が働いている。それが自殺者を死に追いやるのであり、この通念は近年ますます強い意味を帯びている。たとえば70、80年代以降の商工ローンの発達に伴い、親族や知人との関係を信用の源泉に変える連帯保証人制度が活性化された（吉田 2006：61）。連帯保証人制度は、たんに「無知」や「しがらみ」によって拡大したわけではない。まさかの場合に債務者が死によって債務を返済するという暗黙の想定、より強いえば期待があったことが、近年における連帯保証の拡大を招いたのである。

しかし借金の返済は、通念によって強制されるだけではない。生命保険を利用し借金を返すことには、たんなる金銭返却を越えた独自の魅力も含まれていた。そもそも保険金の多寡だけならば、自殺は最良の手段とはならない。1964年に統一された災害補償特約によって、不慮の事故や災害による死では自殺以上の保険金が支払われることが一般化される（宇佐美 1984：320）。それを前提にみれば、自殺は事故とみなされなかった失敗例としかいえないのである⁸。にもかかわらず遺書を残すなどして自殺を強調する死がくりかえされていくが、その誘因として重要になるのが、死によって他者へ膨大な貨幣を残すという社会的機能である。生命保険の高倍率化は、多くの人が日常では目にさえない多額の貨幣を遺族に贈ることを可能にする。この「贈与」は、慈善的または利他的な意味をもつだけではない。被保険者は受取人

⁸ 実際、相模嘉夫によれば大同生命の場合、保険金 5,000 万円以上を超えるケースで不慮の事故での死亡が急増するのであり、その事実から「不慮の事故として処理されているものの中に、あるいは自殺が混入している」（相模 1987: 51）ことが示唆されるという。

の指定や遺書によって誰にどれだけの貨幣を残すかを一定程度決めることができる。この選択的な贈与の可能性が、生命保険にかかわる自殺に特別の価値をあたえる。たとえばみずからの意志によって特定の者に高額な貨幣を残す可能性こそ、中小企業の場合は被保険者の信用力を高め、家族のなかでは被保険者に年老いてなお疎んじられない力を保証するのである。

さらにこの選択的贈与の魅力は、近年の生命保険の多様化に伴い、ますます拡大されている。たとえばアメリカでは保険金を受け取る権利を生前に金融商品として販売する市場が根付き、日本でもプルデンシャル生命が1992年に「リビングニーズ」特約を開発して以降、重度の病に陥った被保険者が生前に保険金を受け取るオプションが人気を集めている（久木元 2011：75）。日本の風土は保険金を自己のために使うことを容易には許さないとみられるが（久木元 2011：77）、少なくともそれが他者への贈与の社会的意義を高めたことの意義は大きかった。保険金を被保険者自身が生前に使う可能性の拡大は、逆にその選択肢を犠牲にすることで他者への贈与の価値を高める。この意味で生前給付型保険は、1980年代以降、急速に普及した終身保険と一定の連続的機能をもっていた（図6）。終身保険が急増した原因として、①高齢にいたるまでの生命保険契約の維持を可能にしたことに加え、②それが保険金を自分のために使うか遺族に残すのかの選択を死の直前まで保証することの意義が大きい。終身保険は保険金を遺族に残すか解約によってみずから相応の保険金を受け取るかの選択の権利を最後まで保留することで、生前給付型保険と同様、高齢化しつつあった被保険者たちに家族のなかでの地位を保証したのである。

最後によりひろくみれば、生命保険にかかわるこの自殺の贈与の意味が、近年の消費社会化の進展と深くかかわり拡大したことも忘れてはならない。80年代以降の消費社会化は購買者の多様なニーズに応える商品の開発を進めるが、生命保険の場合でも、終身保険やリビングニーズ特約の発達に加え、医療保険を中心に病苦や高齢までの生存、事故や災害での怪我や死などによって保証を差異化した多様な商品が売りだされる。しかし消費社会で供給されるそれを一例とする多様な商品を、すべての人が享受できたわけではない。借金や資産の不足のために消費社会をまともには生きられない人びともいたのであり、そのなかで生命保険にかかわる自殺は、消費社会による「疎外」を解消する道として機能する。掛け金を積み立てることを前提に、他の手段では得がたい多額の貨幣を選択的に「使用」する——ただし他人への贈与というかたちで——権利をあたえることで、生命保険は死と交換の「贈与」というかたちで代償的な消費の契機を提供していたのである。

4 エコノミーの変容

以上のように生命保険にかかわる自殺は経済の短期的な変動のみならず、消費社会化という社会の大きな変容に関係してその意義を高める。多くの人びとが実際に選択したわけではないとしても、しかし最後の可能性として自殺をあてにする独自の生死の空間が切りひらかれたことの意味を無視できない。

もちろん生命保険と自殺の関係の深化に対し、何ら対策がとられなかったわけではない。たとえば司法はその関係を制限することに近年努めており、一例として1999年1月岡山地裁は、総額6億円の保険金をかけ自動車の走行中に運転者を妨害し実行された自殺に対し保険金支払いを免除する判決を下した。公序良俗に反した自殺は免除期間経過後も保険金を受け取る権利が保証されないことが確認されたのである（西嶋2005：200）。さらに2001年1月には東京高裁で、25億円を超える保険金がかけられた飛び降り死に対し保険金の支払いを免じる判決が下された。この事例では「保険者において自殺が専ら又は主として保険金の取得を目的としてされたものであることを主張し、立証した」（太田2004：158）場合には、保険会社は支払義務を免れることがより一般的に認められた。この判決はその後、最高裁で棄却されたが、保険金を目的とした自殺を免責期間にかかわらず法の保護から外そうとしたという意味でそれが投げかけた問題の意味は大きかった。

司法によるこうした自殺と生命保険の関係の問い直しを促した力として、まず自殺予防をいわば政治資源として組み込んでいく政治の働きが重要になる。いのちの電話をはじめとして民間を中心に展開された1970年代以来の自殺予防が、ようやく1990年代末に官僚や議員の関心を集め、2000年には自殺削減の数値目標を掲げる「21世紀における国民健康づくり運動」が厚生省によって始められる。それを踏まえ、さらに自民党、民主党、公明党、共産党、社民党の超党派議員によって、2006年に自殺対策基本法が制定される（岡本 2007）。1990年代末以降の自殺の急増がそれを政治的に議論する場を要請したのであり、それが司法の問い直しを求めたのである。

さらにより直接的には、自殺に対する生命保険各社の態度の変化が問題になる。バブル崩壊後、高利息の既契約から生じる「逆ざや」や不良債権問題によって生命保険会社の経営は不安定化し、1997年の日産生命を皮切りに7社の保険会社が破綻する。そうした経営の行きづまりのなかで自殺の増加に伴う死亡保険金の支払いの急増は重い負担としてのしかかる。たとえば日本生命では、保険金支払額のうち自殺の占める割合は1995～98年で9%から14%近くにまで上昇したという（白水2011：112）。だからこそ生命保険会社は自殺に対して厳しい目を向けざるをえず、自殺に対する支払い義務を争う上記のような訴えも起こされる。さらに生命保険会社自身の自殺に対する態度の厳格化もみられた。1999年に住友生命が自殺の免責期間を従来の1年から2年へと延ばしたことを手始めに、保険会社各社は最終的には免責期間を3年間に拡大し、多くの自殺を保険の支払い対象から除外したのである（吉田 2001：16）。

これら司法、政治、保険会社の取り組みは、一定の成功をおさめたようにみえる。白水知仁によれば、日本生命保険加入者の自殺者数（国民総体の年齢・性別構造に準じ換算）は、免責を2年とした契約では8.8%、3年に延長した契約では12.7%ほど減少した（白水2011：113）。またマクロ的には国民総体における自殺者の構成の変化から、生命保険にかかわる自殺の減少が想定される。1998年以降自殺者総数が高止まりした一方で、その中身では男性40、50代における自殺率の低下と逆に男性20代の自殺率の上昇が目立つ（図2）。また動機においても、経済問題を原因とする自殺は2003年の8,897件から2006年の6,969件にまで着実な減少をみせたのであり（図4）、これら自殺の内容の変化は、生命保険にかかわる自殺が2000年代に減少していることを推測させる。

しかしこれらの変化を手放しで喜ぶこともできない。第一に生命保険にかかわる自殺の減少は、反面でたんに自殺者の貧困化を表現している危険性があるためである。不況は定期的な掛け金の支払いを困難とする貧困者を増加させたのであり、実際生命保険の保有契約高（かんば生命を除く）も1996年を頂点として2008年までに37.6%も低下した（生命保険協会 2009）。生命保険業の低落は必然的に生命保険にかかわる自殺を減少させるが、それによって生命保険にかかわる自殺を必要とする人びとの困難が根本的に解決されたわけではないのである。

第二に生命保険と自殺をむすびつける構造の変化が、そもそもそれから逃れる暗数としての自殺を増加させている危険性がある。みてきたように高度成長期以後、自殺は被保険者・遺族だけではなく、保険会社や司法にとっても「割のあう」死へと転換された。生命保険会社は自殺の場合、事故や殺人で支払われる災害特約で支払われる保険金や損保にかかわる保険金を削減できたのであり、さらに司法や警察も自殺の認定によって死因を探る余分な労力から係争から免れることができた。70年代以降、統計的かつ現実的な自殺の増加の背景にも、自殺を有利な死へと再編するこうした経済的・政治的なシステムの一定の影響が想定される。

しかし現代の免責期間の延長や自殺の公序良俗性を問う裁判の増加は、この確立された自殺をめぐる政治・経済的構造を揺るがすことで問題になる。免責期間に含められた2、3年目の死など、それまで認められていた自殺が保険金の支払いの対象から排除されたのであり、その結果、被保険者・遺族に自殺を「事故死」のなかに紛れ込ませる動機が強く産まれる。それは極端な例としても、自殺を「病死」とする戦略は充分現実的である。これまで保険会社は慣例的に精神障害に基づく自殺を本人の意志の関与しない病死として、免責期間にかかわらず保険金支払いの対象としてきた。精神科治療の敷居が下がっている現状では、「うつ」などの精神障害が引き起こした「病死」として自殺と認めさせ、免責期間内でも保険金を受け取ることがますます容易になりつつある。この現状は精神病による自殺を病死とみなす見方に再考を迫る可能性が強い。（白水 2011：117）そうして、保険会社や司法、警察、さらには医療機関を巻き込む再定義が進むなかで自殺が暗数化し、それが被保険者や保険会社に係争にかかわる余計

なりリスクを拡大しているのである。

最後にもっとも根底的には、生命保険にかかわる自殺の減少がそもそも望ましいとはいえない可能性について考えてみる必要がある。その自殺は企業や家族の成長を可能とする経済的根拠として利用された以外にも、高度成長期以降の社会の急速な発展から取り残された人びとの疎外を償う積極的な社会的機能をはたしてきた。現象的にみれば生命保険にかかわる自殺は、相対的に豊かであるはずの他の被保険者から保険金を合法的に掠めとる戦略的ゲームとして機能する。すなわちその自殺はみずからを残し豊かになりゆく社会に対する命がけの挑戦や復讐の手段として、社会の発展から取り残された人びとに最後の矜持をあたえる。この意味で性急にその自殺を社会から締めだすことが、ゆたかな社会の実現につながるとはかならずしもいえない。それは戦後社会を生きる術として活用されてきた生の戦略を奪うことを意味し、だとすればその前にまず生命保険にかかわる自殺を必要物として産み続けてきたこの社会の歴史的存在そのものをまず丹念に問い直す必要があるためである。

※ 本研究は JSPS 科研費22530581の助成を受けたものである。

[文献]

- 安藤究, 2008, 「生命保険エージェントの女性化に関する試論——ライフコース・ネットワーク・ジェンダーの観点から」渡辺深編著『新しい経済社会学：日本の経済現象の社会学的分析』上智大学出版, 38-82.
- 飛鳥井望, 1994, 「自殺の危険因子としての精神障害：生命的危険性の高い企図手段をもちいた自殺失敗者の診断学的検討」『精神神経学雑誌』96：415-443.
- Chen, Joe, Yun Jeong Choi and Yasuyuki Sawada, 2008, "Suicide and Life Insurance," CIRJE, Tokyo: Faculty of Economics, University of Tokyo, (Retrieved April 15, 2012, <http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp>).
- Durkheim, Émile, 2004, Suicide: Étude de sociologie, Paris: Presses Universitaires de France. (=1985, 宮島喬訳『自殺論』中央公論社.)
- Foucault, Michel, 1976, Histoire de la sexualité, tome 1: La volonté de savoir, Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『知への意志：性の歴史Ⅰ』新潮社.)
- Giddens, Anthony, 1977, Studies in social and political theory, London: Hutchinson. (=1986, 宮島喬他訳『社会理論の現代像』みすず書房.)
- 保険問題研究会, 1970, 『保険会社を告発する』エール出版社.
- 印南博吉編, 1966, 『現代日本産業発達史 XXVII 保険』交詢社出版局.
- 伊賀光屋, 1979, 「大正期都市労働者のイエ生活」『新潟教育学部紀要』21：145-160.
- 自殺実態解析プロジェクトチーム, 2008, 『自殺実態白書2008』自殺対策支援センターライフリンク.
- 警察庁生活安全局生活安全企画課, 2011, 『平成22年中における自殺の概要資料』警察庁 (2012年4月

- 15日取得, <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/H22jisatsunogaiyou.pdf>).
- 厚生労働省厚生省大臣官房統計情報部編, 1974, 『自殺死亡統計』厚生統計協会.
- 久木元真吾, 2011, 「生命保険の社会学——生命保険の買い取り業と生前給付型生命保険をめぐって」藤村正之編『いのちとライフコースの社会学』弘文堂, 67-83.
- 内閣府, 2011, 『平成23年版 自殺対策白書』内閣府.
- 中久郎, 1966, 「自殺」大橋薫・大藪寿一編『社会病理学』誠信書房, 79-97.
- 中村秀一郎・秋谷重男・清成忠男・山崎充・坂東輝夫, 1981, 『現代中小企業史』日本経済新聞社.
- 西嶋梅治, 2005, 『生命保険契約法の変容とその考察』保険毎日新聞社.
- 岡田太, 2005, 「経済環境の変化と生命保険産業」『生命保険論集』151: 71-99.
- 岡本洋子, 2007, 「「自殺対策基本法」の施行と社会全体で取り組む自殺対策について」『社会関係研究』13(1): 1-41.
- 太田晃詳, 2004, 「時の判例」『ジュリスト』1275: 158-160.
- 貞包英之, 2012, 「近代における消費の変容——勤工場から百貨店へ」『山形大学紀要(人文科学)』17(3): 49-68.
- 相模嘉夫, 1988, 「生命保険から見た自殺(1)」『日本保険医学会誌』85: 39-56.
- 佐藤久男, 2006, 『死んではいけない——経営者の自殺防止最前線』ゆいぽおと.
- 生命保険文化センター, 1990, 『生命保険ファクトブック』生命保険文化センター.
- , 2010, 『生活保障に関する調査』生命保険文化センター.
- 生命保険協会, 1961, 『生命保険』生命保険協会.
- , 1975, 『生命保険ファクトブック』生命保険協会.
- , 2009, 『平成21年版 生命保険事業概況 CD-ROM』生命保険協会.
- 白水知仁, 2011, 「昨今の自殺動向と生命保険」『日本保険医学会誌』109(2): 102-119.
- 田村祐一郎, 1990, 『生活と保険——生活保障システムにおける生命保険』千倉書房.
- , 2008, 『いのちの経済学』千倉書房.
- 富高辰一郎, 2010, 『なぜうつ病の人が増えたのか』幻冬舎ルネッサンス.
- 刀襦俊雄・北野実, 1993, 『現代の生命保険』東京大学出版局.
- 宇佐見憲治, 1984, 『生命保険業100年史論』有斐閣.
- 渡辺隆夫, 1988, 「約款(検討)変遷の経緯及び外国約款の紹介」『日本保険医学会誌』85: 72-81.
- 山元泰生, 1987, 『保険金殺人——ドキュメント&データ』時事通信社.
- 吉田正博, 2001, 『生保販売員必携』近代セールス社.
- 吉田猫次郎, 2006, 『連帯保証人——悪しき制度が招く悲劇とその解決策』宝島社.

Suicide as a gift: The historical sociology of suicide after high growth in Japan

Hideyuki SADAKANE
(Yamagata University)

In this paper, we elucidate how suicide related to life insurance has played a crucial role in the social life of Japan since World War II. In particular, since Japan's period of high economic growth, it has been observed that suicides by middle-aged men, who tend to have higher life insurance subscription rates than other people, have drastically increased and that economic problems have occupied a more important role as the cause of such suicides. This transformation has a significant connection with the rapid spread of life insurance, which has been caused by the growth of the finance systems of small- and medium-sized enterprises, as well as the development of the nuclear family during the postwar period. Life insurance has supplied a large amount of capital for these enterprises and has enabled families to survive after a loved one's death. As a result, suicide in connection with life insurance has been deeply imbedded in contemporary Japanese life. This reason for suicide has been utilized as a major means of donation to others and a symbolic challenge to the wealthy. Although it is estimated that suicide in connection with life insurance is now decreasing due to the transformation of economic conditions since 2000 and the changes in life insurance agreements, this sociological significance of suicide has not been lost.

Key words: suicide, life insurance, historical sociology